

第1回小規模企業等振興審議会専門部会 記録

日 時	平成30年5月28日 午後 3:00~5:00
場 所	くらの郷 多目的室AB
出席者	<p>林中小企業診断士事務所 代表 林 幸一郎 有限会社花六 専務取締役 堀角 泰正 株式会社柿原工務店 専務取締役 柿原 豊人 株式会社西日本シティ銀行 鞍手支店 営業課長兼融資課長 松尾 賢哉 福岡ひびき信用金庫 鞍手町支店 融資係 成元 順 日本政策金融公庫 八幡支店 融資課長 吉村 元伸 鞍手町商工会 副会長 福本 満壽男 鞍手町商工会 事務局長 本田 幸則 直鞭ビジネス支援センター センター長 岡田 高幸 福岡県飯塚中小企業振興事務所 所長 栗原 智幸 計10名(委員の総数 10名)</p>
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱状の交付 3. 町長あいさつ 4. 委員の紹介 5. 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 鞍手町の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 (2) 中小企業及び小規模企業の振興に関する条例策定の勉強会の報告について <ul style="list-style-type: none"> ・資料2、資料3 (3) 鞍手町の商工振興に係る補助事業について <ul style="list-style-type: none"> ・資料4 (4) 小規模企業等の活性化計画に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・資料5 (5) 自由討論 <ul style="list-style-type: none"> ・委員の視点から見た鞍手町の商工業の現状等について (6) 審議体制及び今後のスケジュールについて <ul style="list-style-type: none"> ・資料6、資料7 (7) その他 <p>～説明資料～</p> <p>資料1 鞍手町の概要(鞍手町商工会経営発達支援計画を援用) 資料2 中小企業及び小規模企業の振興に関する条例制定の勉強会の報告書 資料3 基本条例の項目について 資料4 鞍手町の商工振興に係る補助事業制度の概要 資料5 小規模企業等の活性化計画に関する基本方針 資料6 条例制定に係る審議体制 資料7 スケジュール表</p>

<p>次 第</p>	<p>～参考資料～ 参考資料 1 中小企業関連法制の概要 参考資料 2 中小企業基本法 参考資料 3 小規模企業振興基本法 参考資料 4 第 5 次鞍手町総合計画 参考資料 5 鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略 参考資料 6 鞍手町小規模企業等振興審議会設置要綱</p>
<p>議事の経過の概要及びその結果</p>	
<p>事務局 （柴田 課長補 佐）</p>	<p>定刻になりましたので、ただ今から、平成 30 年度第 1 回鞍手町小規模企業等振興審議会専門部会を開会いたします。</p> <p>議事に入りますまでは、私、事務局を務めさせていただいております地域振興課課長補佐の柴田が進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また、会議の内容につきましては、議事録を作成して公開することとしておりますので、会議の録音及び写真撮影をさせていただきます。あらかじめご了解をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日使用します資料でございます。事前に各委員様へお配りさせていただいておりますが、本日はお持ちいただいておりますでしょうか。お持ちでなければ、お声をおかけください。</p> <p>それでは、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業等振興審議会専門部会会議次第 ・鞍手町小規模企業等振興審議会専門部会委員名簿 <p>説明資料といたしまして、</p> <p>資料 1 鞍手町の概要（鞍手町商工会経営発達支援計画を援用） 資料 2 中小企業及び小規模企業の振興に関する条例制定の勉強会の報告書 資料 3 基本条例の項目について 資料 4 鞍手町の商工振興に係る補助事業制度の概要 資料 5 小規模企業等の活性化計画に関する基本方針 資料 6 条例制定に係る審議体制 資料 7 スケジュール表</p> <p>参考資料といたしまして、</p> <p>参考資料 1 中小企業関連法制の概要 参考資料 2 中小企業基本法 参考資料 3 小規模企業振興基本法 参考資料 4 第 5 次鞍手町総合計画 参考資料 5 鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略 参考資料 6 鞍手町小規模企業等振興審議会設置要綱</p> <p>を、添付しております。そろっていますでしょうか。不足がある場合は、事務局に予備を用意しておりますので、お声掛けください。</p> <p>それでは、次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。</p> <p>次第の 2 「委嘱状の交付」でございます。本会議の委員の皆さまの任期は、本年 5 月 15 日から「取り組むべき専門的事項の調査及び研究が終了したときまで」と</p>

<p>事務局 (柴田 課長補 佐)</p>	<p>させていただきます。委嘱状につきましては、任期開始後、委員の皆さまが一堂に会する最初の会議の場において交付することとしておりますので、本日交付させていただきます。委嘱状は、あらかじめ机上にて交付させていただきますので、ご了承ください。</p> <p>続きまして次第の3「町長あいさつ」でございます。</p> <p>恐れ入りますが、徳島町長は別の公務のため、本日は不在となっておりますので、代わりに地域振興課長であります立石の方からごあいさつ申し上げます。</p>
<p>事務局 (立石 課長)</p>	<p>皆さまこんにちは。町長よりご挨拶を預かってまいりましたので、代読させていただきます。</p> <p>本町では、これまで第5次鞍手町総合計画に掲げる商工業の振興を目的とした各種施策を展開し、地域経済の成長発展に取り組んできたところでございます。</p> <p>具体的には、鞍手町商工会の運営支援をはじめ、地域振興券の発行、青年部事業への補助、農商工連携による催事の開催、その他には、創業や経営の安定を目的とした補助制度を確立するなど、商工会や関係団体の協力をいただきながら、商工業の振興に努めてまいりました。</p> <p>しかしながら、社会問題である少子高齢化の進展、人口減少問題など経済的社会的環境の変化に伴い、町内事業者は「市場規模の縮小・経営者の高齢化・事業の承継」など、様々な問題に直面しています。</p> <p>今後、地域経済の成長発展のためには、学識経験者や専門機関、行政等の協力体制の構築と、新たな支援対策、並びに経営に係る助言、指導など、包括的な支援が必要と考えております。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては、実務に精通された視点で、地域経済の持続的発展を目的とした条例の制定並びに本町の限られた財源の効果的な活用と、多くの町内事業者に満足いただける支援策の策定に、ぜひともお力添えをいただきますよう、節をお願い申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、私からのごあいさつとさせていただきます。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願いいたします。平成30年5月28日 徳島眞次代読です。</p>
<p>事務局 (柴田 課長補 佐)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第の4「委員の紹介」に移ります。</p> <p>それでは、次第の次ページにあります委員名簿をご覧ください。</p> <p>委員の紹介につきましては、恐れ入りますが、名簿順のとおり、1号委員の林委員から、自己紹介をお願いします。</p> <p>林委員よろしくお願いいたします。</p>
<p>林会長</p>	<p>中小企業診断士の林と申します。よろしくお願いいたします。2社会社員を経験したあと独立しまして、5年ほど中小企業診断士として活動させていただいております。</p> <p>5年経験しているので、個別の会社の支援というのはある程度実績を出してきたつもりですけれども、今回は行政の仕事ということで、皆さんのお知恵と経験をお借りしながらでなければいけないと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p>

堀角 委員	<p>こんにちは。鞍手町で葬儀社をしております花六葬儀社の堀角と申します。</p> <p>振興条例の勉強会に振興委員という形で参加させていただいて、この会に入れていただくことになりました。よろしくお願いします。</p>
柿原 委員	<p>こんにちは。鞍手町の株式会社柿原工務店で建設業をしています。</p> <p>私も小規模企業の代表として、いろいろな意見を出せたらいいなと思っています。よろしくお願いします。</p>
岡田 委員	<p>直鞍ビジネス支援センターの岡田でございます。直方市植木で昨年の3月から、事業者様の売上アップのお手伝いをしております。</p> <p>今現在約160者様にご利用いただいております。鞍手町からは11者ご利用いただいております。相談件数は約70件弱ほどです。よろしくお願いします。</p>
松尾 委員	<p>西日本シティ銀行鞍手支店の松尾と申します。本日はよろしくお願いします。</p>
吉村 委員	<p>日本政策金融公庫八幡支店の金融課長の吉村と申します。よろしくお願いします。</p> <p>私どもは政府系の金融機関になりますので、公的な金融機関の立場で役割をさせていただきます。よろしくお願いします。</p>
成元 委員	<p>福岡ひびき信用金庫鞍手町支店の成元と申します。よろしくお願いします。</p>
栗原 委員	<p>改めましてこんにちは。福岡県飯塚中小企業振興事務所の栗原でございます。3年目になります。</p> <p>商工会商工会議所の指導とあわせて、平成27年10月に県の振興条例ができましたので、その条例に基づく計画の推進を我々が事務局となって支援協議会というものを作って行っています。あわせてうちの事務所は、花火大会の許可とかLPガス、高圧ガスの許可等もしています。</p> <p>筑豊地区は5市が条例を作っておりますし、町の方でも川崎町が作っています。今、鞍手町、小竹町に動きがあるということで、福岡県内では、ものすごく活性化したプロジェクトを作っています。よろしくお願いします。</p>
本田 委員	<p>鞍手町商工会の事務局長をしております本田と申します。どうぞよろしくお願いします。</p>
福本 委員	<p>こんにちは。鞍手町商工会で副会長をしています福本と申します。</p> <p>仕事は一般住宅の塗替えを主にやっています。鞍手町のこれからの発展に少しでも繋げられればと思っていますので、よろしくお願いします。</p>
事務局 (立石 課長)	<p>改めまして地域振興課課長の立石と申します。本審議会の事務局を務めさせてもらっております。</p> <p>条例制定まで、あるいは計画の策定まで、皆さま方の英知をぜひともいただければと思っております。よろしくお願いします。</p>

事務局 (柴田 課長補 佐)	同じく、事務局をしております鞍手町役場地域振興課課長補佐兼地域振興係の係長をしております柴田と申します。どうぞよろしく願いいたします。
事務局 (北 村)	同じく事務局をさせていただいております地域振興課地域振興係担当の北村と申します。どうぞよろしく願いいたします。
オブザー バー (石井 課長)	皆さまこんにちは。福祉人権課長の石井と申します。 福祉の分野でお手伝いできることがあれば一緒に考えていきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。
オブザー バー (商工 会 梅 田係 長)	オブザーバーでございます、鞍手町商工会経営指導員の梅田でございます。 勉強会で今まで作成してきたことにつきまして、なにかございましたらお答えさせていただきますたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。
事務局 (柴田 課長補 佐)	ありがとうございました。 続きまして、次第の5「議事」に移ります。 これより先の議事進行は、鞍手町小規模企業等振興審議会の会長であります、林会長にお願いしたいと思います。林会長よろしく願います。
林会長	それでは、町長より諮問がっております「小規模企業等の振興を目的とした条例の制定及びその条例に基づく振興施策の計画の策定」について審議を進めます。 なお、議事の(1)(2)については関連がございますので続けて説明を行います。 それでは内容について、事務局は説明をしてください。
事務局 (柴田 課長補 座)	議事の(1)(2)については、私柴田が説明をさせていただきます。よろしく願います。 それでは早速説明に入らせていただきます。まず始めに条例策定の背景でございますが、一昨年度、平成28年度になります、鞍手町商工会様から本町宛に、「商工業の発展を目的とした振興条例を制定していただきたい」との要望がなされました。本町としても、年度末ということもありましたので、翌年からアクションを起こそうということで、その翌年度、平成29年度に勉強会を4回行いました。 そのまとめについては、お配りしている資料の中にございますが、そのほかの背景といたしましては、国が定めました中小企業基本法と小規模企業振興基本法という法律がございますが、この2つの条文の中に「地方公共団体の責務」が規定されています。その内容でございますが、「県・市町村はそれぞれの役割を踏まえて、地域の諸条件に即した施策を策定し、それを実施する責務がある」と規定されていまして、このようなことから、今般、条例を制定するに至った次第でございます。

<p>事務局 (柴田 課長補 佐)</p>	<p>それでは、議事に移ります。</p> <p>議事の(1)「鞍手町の概要」についてでございますが、資料1をご覧ください。</p> <p>まず初めに「鞍手町の現状」ですが、皆さんご存知かとは思いますが、本町は福岡市と北九州市のほぼ中間に位置する町でございます。人口は、平成27年度の国勢調査で16,007人という統計結果が出まして、平成22年度の国勢調査と比べますと1000人強の人口が減ったこととなります。1年で約200人減っていることとなります。</p> <p>つぎに産業についてですが、本町は石炭産業で栄えた町でありましたが、エネルギー政策転換により、町にあった炭鉱は次々と閉山していきました。しかしながら国等の支援もあり、農業、そして企業誘致に積極的に取り組み、約50年間で60社以上の企業誘致に成功し、地域経済の発展に努めてきました。そういった町でございます。</p> <p>次に2ページの「本町の人口」でございますが、先ほど少し触れましたが、資料左側下段のところに直近3ヶ年の国勢調査の統計結果を載せていますが、平成17年と22年を比べますと5年間で1117人の減少、平成22年と27年を比べますと5年間で1081人の減少となっておりまして、この国勢調査を行った10年間は1年平均で220人ずつ減少していることとなります。この要因としては、転入に対し転出過多になっていること、そして高齢者等の自然減が出生数を上回っていることが要因として挙げられます。しかし、近年は定住促進事業の効果もあって、これまで転入転出の差し引きで年平均▲125人だったものが、事業開始後は、年平均▲32人まで減少しており、うれしい反面、高齢者等の自然減と出生数の伸び悩みに歯止めがかからず人口減少がつづいているのが現状です。</p> <p>次に資料の右側をご覧ください。福岡県内の市町村人口減少率でございますが、鞍手町の平成27年度の減少率は、平成22年度の人口と27年度の人口を比較しまして、6.326%の減少となっております。これは、県内でワースト16位という結果がでております。ちなみに、平成22年度の減少率は6.131%で平成27年度の数値よりよい結果が出ていたのですが、このときの県内の順位はワースト7位でありまして、結論といたしましては、本町の減少率が悪化しているのにも関わらずワースト順位が下がっているということは、他の市町村が本町を上回るスピードで人口減少が進んでいるということが言えると思います。</p> <p>次に3ページをお開き下さい。「鞍手町の商工業者」の業者数の推移でございます。平成18年度から28年度までの総業者数と、その内数として小規模事業者、小企業者の集計結果を載せております。会員数とあるのは、鞍手町商工会の会員数でございます。</p> <p>次に小規模企業者と小企業の全体に占める割合ですが、平成28年度ではともに77%という結果が出ておりますが、これは小規模企業者と小企業者が同数であるということございまして、これは資料の5ページに法律に基づく企業の定義を示していますが、これからすると町内の小規模企業者は全て5人以下の小企業ということになります。これが本町の事業者規模の現状でございます。</p> <p>次に4ページをお開き下さい。「商工業者の業種」でございます。</p> <p>本町の業種は小売業が多く、年度ごとのデータを見ても全体の20%を超えてい</p>
-----------------------------------	--

事務局
(柴田
課長補
佐)

ます。つづいて多いのが建設業です。28年度では全体の13%を占めており、あとに製造業、サービス業と続いています。この表にある茶色の「その他」ですが、これは、営業を行っているか否か実態をつかめていないもの、それと宗教団体等を含めた数字となっています。以上で、議事1の説明を終わります。

続きまして、議事の(2)の「中小企業及び小規模企業の振興に関する条例制定の勉強会の報告について」の説明になります。資料2、6ページをご覧ください。冒頭で触れましたが、鞍手町商工会様から条例制定のお願いがなされたことによりまして、前年度、平成29年度に勉強会を4回開催いたしました。資料はそのまとめになります。この勉強会の構成メンバーは資料の12ページに名簿がございますが、地元事業者を中心に鞍手町商工会、鞍手町地域振興課職員で構成し、事業者の現状と課題などの意見交換等を行い、情報共有を図ってまいりました。

それでは、資料の8ページをお開き下さい。勉強会の中身でございますが、事業者の現状・課題といたしまして、いくつか紹介いたします。

まず一つ目は、事業者間で事業活動の温度差があること。そして、消費者ニーズを把握できていないこと。次に、町の都市計画が集客のポイントになる。これは、町が策定した都市計画マスタープランの中で定めたコンパクトなまちづくりを言われたもので、今後、人が集まるエリアを把握して、事業を展開していく必要がある。という意見でございます。

最後に、事業者が抱える承継問題などを商工会や行政が十分に把握できていない。などの課題が意見として出されたところでございます。

次に町についてですが、資料の右側になります。まず一つ目といたしまして、町外から人を呼び込んでも、一定時間滞在できる拠点が無い。物産館などが無いということ。次に、地方創生の取り組みを活性化させる必要がある。人口増のためには、企業誘致と宅地開発が必要であるということです。次に、空き家、空き店舗の利活用に工夫をし、町の魅力発信を行う必要がある。次に、買い物難民対策。買い物ができる環境を整える。交通手段を充実させるなどの対策が必要であるということです。あとは、点在している小規模小売店を集約し商店街を復活させ、シャトルバスでのネットワークを構築して活性化を図る必要がある。というような課題が意見として出されましたが、これらをカテゴリー別に分けると“観光”“空き家対策”“高齢者対策”“町の活性化”など多岐にわたる事案になりまして、町では複数の課にまたがってくることから、今後は町が一体となって横断的な取り組みを行っていく必要があると考えています。

次に、資料の9ページをお開き下さい。条例についてのまとめでございますが、商工会の意見としましては、本町の企業のほとんどを占める小規模企業者向けの条例を制定することが望ましいとの見解でございまして、その背景としましては、全国商工会連合会の意向と鞍手町商工会の会員様が中小企業者より小規模企業者の方が圧倒的に多いということ、また支援メニューも小規模企業者向けがほとんどであることからそのような意見が出されたところでございます。本町といたしましては、企業の規模にかかわらず町内企業全体を考慮すべき立場でございますので、委員の皆様から意見をいただきながら方向性について整理させていただきたいと思っております。

<p>事務局 (柴田 課長補 佐)</p>	<p>10ページをお開き下さい。条例に定めた方針に沿って施策へ反映させていくわけですが、ここに6つの意見がございますが、どれも重要であると思っておりますが、やはり事業者の課題として挙げられた「事業所によって温度差がある。」というところをまず足並みをそろえるところと消費者ニーズを把握するというのが重要ではないかと感じております。そういった事業者の取り組みに対する意識の醸成の部分とその他いくつかの柱を掲げて計画を策定できればと、そのように考えています。</p> <p>続きまして、資料3(13ページ)をご覧ください。今回制定を考えています基本条例につきましては、理念条例になりますので、内容的には他の自治体と同じような内容になってくると思われますが、そういった中でも地域性を盛り込んだ特色のある条例にしていかなければならないと考えています。</p> <p>ここに示してありますが、基本的な条例の項目でございます。まず前文には、鞍手町の地理的要件や産業構造等基本的な内容尾を記載することになっております。続きまして目的です。ここには企業、行政、経済団体等の相互の理解と連携による将来像について記載するということになっております。次に定義です。この定義につきましては、条例の中に出てくる用語、例えば「経済団体」であったり、「企業」であったり、そういった言葉の定義をここで紹介することになっております。そして、基本理念になりますが、地域経済の振興にかかります推進の方向、基本的な考えをこちらの基本理念のなかで謳っていきます。そして基本方針でございますが、基本理念に基づきます各振興施策の方向性について記載いたします。そして右側になりますけれども、鞍手町の責務といたしまして、町内企業の実情に沿った施策策定及び予算措置をする等の内容を記載するようになります。次に、企業の役割と努力ということで、町等ばかりが責任を負うのではなく、やはり企業も役割と努力が必要であるということで、持続的発展への努力及び地域貢献についての記載を考えております。続きまして経済団体の役割ということで、町内企業への助言、指導、振興施策への協力といった内容を記載することになるかと思っております。町民の理解と協力ということで、町、企業、経済団体ばかりだけでなく、町内に住んでいる住民の方々にも理解と協力をいただかないといけないというような内容をこちらの方に記載することとしております。最後に計画の策定ということで、条例ばかりを作るのではなくて、この条例の中で定めます基本方針に基づいた施策を計画に載せて計画的に今後商工業の発展のために事業を行っていくというような内容の計画を策定するとこちらの方に記載を予定しております。</p> <p>なお、福岡県内の振興条例の制定状況でございますが、資料の11ページをご覧ください。上段左側ですが、直方市、北九州市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、福岡市が今のところ策定済みであり、町村では、川崎町が平成30年4月1日から制定し、施策を行っている状況でございます。</p> <p>以上で議事の(2)の説明を終わります。</p>
<p>林会長</p>	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、委員の皆さん、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
<p>栗原 委員</p>	<p>事業者数のところですけど、平成28年度483者は大企業も全部含めた数ですか。</p>

事務局 (柴田 課長補 佐)	これは資料として、商工会様の経営発達支援計画の一部を援用させていただいておりました、大企業も含まれているということですか。
オブザー バー (商工 会 梅 田係 長)	はい。
事務局 (柴田 課長補 佐)	含まれているということです。
栗原 委員	483者のうち大企業は何者、中小企業者が何者で、小規模企業者が何者というのは出るのですか。
事務局 (柴田 課長補 佐)	こちらの資料によりますと、483者のうち72者が実態をつかめないものや宗教団体等で、実質事業者としては411者になります。そのうち小規模企業以下が374者ございまして、37者の内訳といたしまして中小企業がいくら、大企業がいくらというのは今手元の資料では把握ができておりません。
栗原 委員	わかりました。県内の中小企業振興基本条例の制定状況ですと、小規模企業に特化したというのは全国でも例がないと思います。もともと振興条例を作る目的というのをもう一度見直した方が良いでしょう。小規模事業者を振興するけれども中小企業は振興しないのか、大企業はどうかとか、人口の話も含めて、条例をつくる中でどうなのかというのがいまいつかめない。小規模企業者を振興するのは良いことなのですが、果たしてそこだけに特化した形でやるのはどうなのか。中小企業基本法が1992年に改正されて大企業と中小企業というのは上下関係があるという形だったものが変わり、その後小規模企業基本法ができた。その間に中小企業憲章が閣議決定されているのですが、この中小企業憲章が条例を作るきっかけになっていると私は思っています。そこらへんを事務局としてはどう考えているか教えていただきたいと思っています。
事務局 (立石 課長)	もともと小規模企業等振興審議会の「等」という名前がついたのは、そこが実はもともと、最初商工会の方から依頼があった時は、商工会連合会の方のバックアップがあって、基本的には小規模企業を中心とした条例を作ってくれということだったので、私どももその方向性で行っていたのですが、そうすると中小企業は漏れるという話になりました。それも含めて、この勉強会の中で企業の取り扱いをどうするのかということをお話ししていただけたら良いと思います。事務局の考え方としては、小規模企業だけに特化するというのはいかがなものかなと、当然町内にも中

<p>事務局 (立石 課長)</p>	<p>小企業の方がいらっしゃいますから、そこを抜きにするのは行政としていかなものかなという気持ちがございます。条例の正式な名称ができる前には「中小企業・小規模企業者振興条例」というふうになるのかなという感じはしております。この専門部会の話で、中小企業も盛り込もうというのであれば、当然その方向が望ましいと思っております。</p>
<p>栗原 委員</p>	<p>そういった意味でも411者と374者の実態がどうなのかというのが数字で出ていないと、ここで議論するのは難しいと私は思います。</p>
<p>本田 委員</p>	<p>勉強会でいろいろと事務局としてさせていただいたのですが、小規模企業の振興条例ができて、小規模企業振興条例を作ってくれと県連の方から言ってきました。なぜかという、中小企業振興条例はできているのですが、その中で小規模について触れているところがないということです。</p> <p>商工会連合会と確認した結果条例のなかに小規模に触れている条例と触れていない条例があります。触れていない条例については、中小企業振興条例でありながら触れていないので、新しい条文を付け加えてくれということです。それから、まったく条例がないところにつきましては今から作るの、小規模を必ず条例の中に入れてくれということです。もう一つは、完全な独立の小規模企業振興条例を作ってくれと言っています。栗原所長は、ないといわれましたけれど、私たちが連合会からいただいた書類のなかには、新潟県、北海道、群馬県、奈良県に小規模企業振興条例が26年度以降に、小規模に特化したような条例ができております。</p> <p>私たちも町の方をお願いする時には、商工会だけでやっていけるわけではないので、補助についても中小企業に対する補助等もありますので、どこに重きを置くのか、この町をどうやっていくのか、そのあたりを見据えながら、商工会としては基本的に県連から来ていますので、やはり小規模企業者に力を入れていただきたいのですが、やはり町としては町の立場があるでしょうから、そのあたりは条例作る時には一緒に吟味しながらやらないといけませんねとお話しさせていただいております。</p>
<p>林会長</p>	<p>私の方から、今の意見について質問なのですが、奈良の条例については、小規模と中小企業は別に条例があるということですか。</p>
<p>本田 委員</p>	<p>確認はしていないのですが、条例の名称で言いますと、新潟県ですと「新潟県小規模企業者振興に関する基本条例」、「北海道小規模企業振興条例」、「群馬県小規模企業振興条例」、「奈良県小規模企業振興基本条例」で、それぞれ28年、29年4月からできております。他の条例もいろいろと調べてみたのです。小規模とか企業とかいろいろ謳ったものもありますし、単なる産業振興条例等、それぞれ条例の名称はバラバラです。勉強会の時にはお見せしたのですが…。川崎町は、「川崎町中小企業振興基本条例」で、嘉麻市も「中小企業振興条例」です。基本的に中小企業を謳ったものがほとんどです。</p>

<p>本田 委員</p>	<p>実際どういった条例を作っているかは事務局の方で今度お示しいただいたら良いです。勉強会のときも、先に条例を見たら、その条例のとおりになってしまうのではないかということで条例は最後にお見せしました。それまで町の課題とかなんとか出してもらって、条例を実際に作っていただくのは町ですので、条例とはこんなものですよということで最後にお見せしました。</p> <p>中小企業を入れるのか入れないのかという判断は勉強会ではしていません。</p>
<p>林会長</p>	<p>ありがとうございました。今の小規模事業者に特化した条例があるというのは、中小企業条例が別にあるのか、そういう枠組みになっているのかというのを検討しないといけないのかなと思います。</p>
<p>栗原 委員</p>	<p>福岡県の条例は、創業の促進、経営基盤の強化、新たな商店街の促進と小規模事業者の持続的な発展ということで、小規模企業者だけ別に柱を立てています。これは先ほど言われたよその県で、小規模事業の条例があるから入れました。新潟県とか北海道とか都道府県レベルでは小規模企業者にグレイトを置いている条文です。</p> <p>責務としては中小企業の責務とか大企業の責務と小規模企業者という話になっています。ただ私が先ほど言ったのは、県内では小規模企業者に特化した条例はないですけれどもと言う話で、県は中身として小規模企業者を特化しているのですけれども。よその県が作っている条例が作っているのも町もということであれば、それはそれで私は構わないと思います。</p> <p>ただ、立石課長が言われたように、実態がわからないという形で良いか悪いかな。なぜかという、30者・20者あって、その中小企業の振興は役場として町として、図らなくて良いのかという議論がないと、都道府県レベルの条例と市町村の条例は、みている数が違うので、そこらへんはしっかりとやっとならないといけない。</p> <p>例えば企業誘致をして中堅企業が鞍手町に来ますという時、小規模企業の振興条例しかないから、うちは該当しませんねということでもし企業が来なくなったら、これはここの審議会でこう決めたからですということになってしまう。私はちょっと気になるところです。</p> <p>確かに雇用の70%を占める小規模企業は大事というのはわかるのですけれども、行政として大企業も全部大事なのです。雇用の8割になる中小企業も大事ということで、支援をしていくという条例が作ってあると思うので、そこは検討されてはどうかということです。</p>
<p>本田 委員</p>	<p>市町村は平成27年が一つ、平成28年が12、平成29年が9、小規模企業振興条例を単独で制定している市町村があります。東京の日野市の条例以外は、みんな小規模企業振興基本法の制定後に作ったということです。これを見る限りそんなに大きな町ではないです。ということはおもともと村的な感じで、大企業さんがいなかったということで、その町にあった条例を作ったと思うのです。</p>

<p>本田 委員</p>	<p>大企業さんとか中小企業さんとかそんなにいないのに、そこで大企業とか中小企業の条例を作ってもあれですので。人口1万人くらいの町か村では条例を作ってもニーズがないから、小規模企業に特化した条例になっていることだろうと思います。ここに書いてあるのを見ると、ほとんど小さな村か町の小さなことです。</p> <p>鞍手町はさっき言われましたように何十者か中小企業がいらっしゃいますので、ここをどうするかということと、さきほど数字が出ていましたけれど、基本的にこの数字は商工会が毎年やっています実態調査に基づき県連が出している数字を元にしておりますので、中身については資料を出すことができますので、必要であれば後日その部分についてお示しすることができます。</p>
<p>事務局 (立石 課長)</p>	<p>事務局の立ち位置はさきほど説明させていただいたのですが、今言われるように約1割の中小企業が全体の中にあるということ、それから、小規模企業者でも20人近い位置づけで、成長して20人を超えることになると、中小企業にランクアップするということです。</p> <p>それから、工場等設置奨励という課税免除措置があるのですが、それを受けているのがほとんど中小企業である程度投資ができるところが利用しているのです。そういった行政のなんらかの補助金等の制度がある以上、そこを位置づけたところで、今回条例を整理しなおすということが必要かなと思います。</p> <p>ですから事務局としては、できれば中小企業も含めたところで、しかし小規模企業者のウエイトが大きいので、そこにある程度ウエイトを置いた、両方にとって良い素案をいろいろ出していただきたいという気持ちでおります。</p>
<p>林会長</p>	<p>ほかはございますでしょうか。経営側からは。</p> <p>今の残りの1割についての実態については、連合会の方から資料がもらえるのですか。</p>
<p>オブザー バー (商工 会 梅 田係 長)</p>	<p>詳しく言うとはですね、私どもも細かく全部の企業さんの把握はできておりません。じゃあどうやって実態調査をしているのかと申しますと、経済センサスとか官公庁が導入している調査結果の数を参考に、それを我々が把握できる分で分類していくというのが現状です。</p> <p>つまり正しく申し上げますと、行政も我々も、本当に正しい商工業者数の実態というのを把握できない。これはどこの自治体もそうだと思います。と言いますのは、さきほど柴田補佐からご説明があったのですが、廃業しているところでも行政の経済センサスとか国勢調査とかでは、把握ができず残ったままになっているということが実際にあると思います。我々としては廃業しているので商工業ではないと把握しているものもありますし、そこはなるべく全部のデータをいただきたいところではあるのですが、なかなかできないので、現状本当に正しい数字は把握できていないというところではあります。</p>

<p>オブザーバー (商工会梅田係長)</p>	<p>これはどこの自治体でも完璧に100%把握するというのは不可能だろうというところがございますので、細かい資料のご提示も、我々が把握している限りの数字ということでご理解をしていただければと思っております。</p>
<p>林会長</p>	<p>今のは、これ以上はもうわからないということですか。それとももう少し次回はわかるかもしれないということですか。</p>
<p>オブザーバー (商工会梅田係長)</p>	<p>現状から申し上げますと、商工業者数は経済センサスから出しているところがございますので、経済センサスの数字次第ということですが、今年もまた実態調査をやっているのですが、平成28年度の実態から若干数が増えている状況でございます。</p>
<p>林会長</p>	<p>数が増えているというのは、全体の数がですか。</p>
<p>オブザーバー (商工会梅田係長)</p>	<p>商工業者数です。なので、増えた理由というか、なんでそうなっているのかが我々も把握できていないというところがあります。</p> <p>我々がはあくできるのは、実態調査で出している数字の内訳ぐらいしかご提示できないというのが現状でございます。そこはご理解いただければと思います。</p>
<p>本田委員</p>	<p>ちなみに連合会が出しているのは、商工会が出していますので、センサスの数字から会員さんのデータを差し引いているのです。</p> <p>ですから、残りがどうなのか詳しいものがないのです。残ったのは「その他」で、結局直接商工会の範疇を超えておりますので、ひっくるめたような状態になっているのです。残ったのはどうかというのは、個別に探さないといけないということですが。</p>
<p>林会長</p>	<p>栗原所長、実態が中小企業なのか大企業なのか、どういう業種なのかは、ちょっと追跡が難しいような話なのですが。</p>
<p>栗原委員</p>	<p>商工会と勉強されたなかで、実際に商工会から話がでてくる町内の事業所の状況というのがあって、中小企業基本法の次に小規模企業基本法ができたので、小規模に特化する条例を作るようになって、市町村も作っている。今私そのホームページを見ましたけれど、「中小企業の振興を図り、とりわけ小規模事業者の振興を図る」という言い方をしているのです。本文の中にそれが入っておけば、別にそれはダメと言う訳ではないのですよ。実態がどうあるかと把握できないなかでは、どちらが良いかという判断もできないので、そこは調べてもらって、という話です。</p>

栗原 委員	<p>それと、先ほど本田委員から出た他県の市町村の小規模企業振興基本条例が制定されているところがあって、それもどこかが作ればそれをコピーしているのだろうと思うのですが、そういうのを参考にしながら作るのも一つの手。</p> <p>たださっきも言ったように、事務局から話があった中小企業を外すというよりも、中小企業の振興を図る、とりわけ小規模企業の振興を図るとするのも、それはそれでおかしくないと思う。そこは研究しないといけないので、情報が欲しいですね。</p>
事務局 (立石 課長)	<p>さきほど説明があったように、うちは企業誘致ということで60社以上の企業誘致を進めています。その企業のだいたいは中小企業だと思うのですね。だから、商工会さんが把握していないような、要するに商工会に入っていない方の事業所はカウントされていないのかもしれませんが、私がみる限りも中小企業は多いのではないかと思います。</p> <p>所長が言われたように、これは入口のところなので、小規模企業者に特化した条例を作るというなら、そこでまた方向性が変わると思いますし、中小企業も見据えて、とりわけ小規模企業者に力を注いだ条例にすると、ここで皆さまの総意が得られれば、その方向で中身の具体的な議論に入るのかなと思います。</p> <p>私どもは中小企業も含めたところで、条例化していきたいと思います</p>
林会長	<p>今小規模企業者に特化した条例にするのか、中小企業まで含めるのかというような議論になっているのですけれども、それについてご意見はありませんか。</p>
堀角 委員	<p>とりわけという感じで良いのではないかと思いますけど。</p> <p>小規模企業基本法ができる時で商工会の役をしていた時に言われたのは、小規模企業者になかなか補助制度とか受けづらいと記憶しておりすけれど、そういうところもあるので、とりわけ小規模企業を中心と考えられたら良いのかなと思います。</p>
林会長	<p>柿原さんは。</p>
柿原 委員	<p>商工会でいろいろ勉強したりしていたんですけど、私たち地元の業者からすれば、小規模の事業者が十分使える補助金とか制度がしっかりしていれば、あとは中小企業とかは行政が必要であれば付けていただいたら良いと思います。</p> <p>ただ、そちらに偏ると言ったら変ですけど、やっぱり鞍手町は小企業の割合が結構大きいと思うので、そこに力を入れていただきたいと思います。</p>
林会長	<p>岡田センター長は。</p>
岡田 委員	<p>特にないです。</p>
林会長	<p>金融機関の方は。</p>

成元 委員	<p>そもそも今、小企業に特化するとか中小企業まで含めるかというより、中身を企業誘致をメインにしたいのか、今ある小規模企業者さん達を手当したいのかというのを決めないと、どっちにもならないのかな、今から話し合うのじゃないのかなと思うのです。</p> <p>今ここでそれを決めてしまって良いのですか方向性として。まだ早いんじゃないかなと思うのです。</p>
林会長	<p>さきほどの栗原所長のご質問に戻るというか、そもそもこの条例を何のために作るのか、小規模企業者を振興するための条例なのか、何のための条例なのかというところが最初にあったと思うのですが、そこを共有したいということですね。</p>
成元 委員	<p>実際大きい企業を今から誘致してきて、その下で加工だったりなんだったり、大きな企業があったから、町にかなりの一人、二人でやられている業者さんたちもいます。私も去年ここに来てから2、3件くらいは入ってきているのじゃないかなと思うので。</p> <p>そういう母体があつてからの流入っていうのもあるので、大きい母体にメインを置くのか、それとも今いる人たちに定着してもらうのか。もちろんどっちも必要なことだと思うのですが。</p> <p>できればどっちもとりたいたいというのが金融機関にいる人間としては、絞ってしまうのはもったいないかなと思うのですね。</p> <p>最終的にはどっちかにまとめないといけないとは思いますが、完全にここで切る切らないと決めるのはまだ早いんじゃないかと思います。</p>
事務局 (立石 課長)	<p>極論から言ったら、中小企業振興条例と小規模事業者振興条例の二つ作っても良い訳なのですよね。逆に1本にするのも良いし。</p> <p>でもやはり、中小企業が入れないような条例、そこだけが浮いてしまうようなものがあれば町内の産業振興のなかで、行政としてはちょっと何も手当していないのではないと思われるのかなというのがあったので、できればさきほど言われたように、中小企業、なかでも小規模企業の方に重点的にというようなそんな条例になったら良いなと思っています。</p>
事務局 (立石 課長)	<p>それをまず入口のところで、中小企業を入れないとなるとそこで話が変わってしまうので、私は、最初は含めたところで議論いただいた方が、事務局としてはありがたいなと思っています。</p>
栗原 委員	<p>さきほど条例を何にするかという話で、中小企業憲章が2010年に閣議決定された時の話でいくと、今から企業誘致をしてどんどん企業を取り合う時代ではなくて、企業を育てていかないかんとというのが今回の憲章の後ろにあるのですね。</p>

栗原 委員	<p>ですから、鞍手町に中小企業者がどのくらいいて小規模企業者がどのくらいいるという現状がまずわからないと、私は議論がしにくいんじゃないかなということできさきほど聞いたのですけれど、されはさきほど答えが出ましたので。</p> <p>これをふまえて誰にターゲットを絞って条例を作るのかという根拠を取っておかないと、やっていく施策が違ってくるので、そこは最初のスタートで決めておかないと厳しいんじゃないかなと思います。</p>
林会長	<p>目的としては、公的なものですから小規模事業者だけとか中小企業だけとかいうことではなくて、とにかく町の産業が活性化して、それによって経済が循環して人口が増えたり、所得が増えれば良いというのが本来の主旨なわけですよ。</p> <p>そういう意味ではさきほど福岡ひびき信用金庫さんからあったみたいに、ある程度の企業があると、そこに小規模だったり個人だったり創業し易くなったりとか、そのような循環も生まれたりしますので、九州のここに載っているような条例のなかでは、中小企業振興という形になっているんじゃないかなと思います。</p> <p>一部小規模事業と謳っているところもあるのですが、さきほど事務局からあったみたいに、中小企業振興法と小規模企業振興法を並列で作るのか、それとも中小企業振興法のなかに小規模を入れてしまうのか、それからさきほどあったみたいに、特に小規模事業者に注力するような主旨を入れるのもあるのだと思います。</p> <p>福岡市の条文の中はそうになっているみたいで、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するように努めるところとする」というような…。</p>
栗原 委員	福岡県と一緒にです。
林会長	<p>という形にもなっているので、表現は皆さんで検討していただくとしても、中小企業振興条例のなかで特に小規模企業者に配慮しましょうというような書き方もあるのかなというふうに思っております。</p>
栗原 委員	<p>小規模企業基本法ができてから条例を作ったところ、それからその前に条例を作ったところというので作り方が違う。</p> <p>福岡県が作ったのは中小企業基本法ができたあとに作ったから、さきほど言ったように小規模事業者の持続的発展というのが柱の一つにある。福岡市もたぶんそうだと思います。新潟県は逆に前文の中に、とりわけ小規模企業者の振興を図るためにこの条例を作ると書いてあり、それをどうたてつけるかということという話です。</p>
栗原 委員	<p>この会議のスタートからいくと、私は小規模かなという気がするけど、さきほど言ったように数字がどうなのかというのがわからないなかで、果たして良いのかどうかというのがちょっと疑問。確認いただければと思います。</p>

林会長	それは、どこまで調べられるかわからないけれども調べていただいて、また議論するという事です。
事務局 (柴田 課長補 佐)	そうですね、基本的にこの情報の根幹となるのがやはり経済センサスであったり、国の統計調査の情報だと思いますので、そこらへんのところをもう少し詳しく調査して、鞍手町の実態の把握に努めたいと思います。
林会長	この件については、もうよろしいですか。 では、次に事務局の方からよろしくお願いします。
事務局 (柴田 課長補 佐)	<p>それでは、引き続きまして、ちょっと時間の方もなくなってきてたのですけれども、資料4、14ページをお開きください。</p> <p>現在、鞍手町で行っています企業様向けの補助事業は、3つございます。</p> <p>まず①のインターネットショップ立上げに対する補助制度ですが、これは、町内に事業所を有する者が、インターネットショップを出店・更新する際の経費について補助を行うものです。補助対象経費は、ショップ立上げに係る経費から運営に係る経費までを対象とし、補助金額は補助対象経費の1/2以内、上限10万円となっています。</p> <p>次に②の創業に係る融資資金の利子補給制度でございます。本町で創業をされる方が、創業資金の融資を受け、支払った利子の一部を補助するものでございます。融資資金は、福岡県又は(株)日本政策金融公庫が行う融資に限定しており、補助期間は、借入れを始めた翌月から起算して1年間となっております。なお、補助額につきましては支払った利子の合計額の1/2以内、上限が5万円となっております。</p> <p>最後に③の小規模企業者向けの融資資金、マル経融資ですね、の利子補給制度でございます。これは、町内事業者が経営に係る融資を受け、払った利子の一部を補助するものでございます。これも融資資金が(株)日本政策金融公庫の行う融資に限定しておりまして、補助対象期間は借入れを始めた翌月から起算して1年間となっております。補助額は、支払った利子の合計額の1/2以内、上限が5万円となっております。</p> <p>このほかにも、商工会の運営に対するもの及び商工会青年部事業、並びに地域振興券の発行に対する補助を行っております。</p> <p>これらのものをこれから制定する条例や基本計画に基づいた施策として位置づけることにより、一過性の事業ではなく、計画的・持続的に取り組める事業になります。もちろん、これから考案する新たな振興施策も併せて位置づけを行い、事業者、行政、関係団体と一体となって取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>簡単ですが、以上が議事の(3)の説明でございます。</p>
林会長	質問を受け付けたいと思うのですけれども、前回審議会では実績の件数を把握させていただいたのですけれども、今日初めての方もいらっしゃると思いますので。

<p>事務局 (柴田 課長補 佐)</p>	<p>まず、インターネットショップの実績でございますが、これは平成27年度から事業を開始しております。これまで申請件数が少なかったものですから、いろんな手段を使って広報に努めなさいということで、ホームページとかFacebook、あと広報とセミナーの時に紹介するというようなことをしてきましたけれども、実績といたしまして平成27年度が0件、平成28年度が1件、平成29年度が0件です。ただし、毎年2件から3件の問い合わせのお電話はいただいておりますけれども、最終的な事業化には至っていないというような状況でございます。次のマル2番の実績でございますが、これは平成29年の4月から開始した新しい制度でございます。同じように広報に努めなさいということで行ってまいりましたけれども、平成29年度の創業の件数が0ということで、こちらの創業融資資金の利子補給の真正も0件ということになっております。最後になりますけれども、鞍手町の小規模企業者の経営改善資金、マル経融資ですね、の利子補給の実績でございますが、この制度も平成27年度から開始した事業でございます。同じように広報をしてきました。あとは、商工会さんの方からいろんな情報を発信して、これまでの実績といたしましては、平成28年度は4件で160,800円。そして平成29年度は10件で321,800円。平成30年度は進行中でございます。以上が実績になります。</p>
<p>林会長</p>	<p>以上をふまえて、ご質問、ご意見をいただければと思いますが。</p>
<p>堀角 委員</p>	<p>この制度、マル経に関してもそうなのですが、上限が設定されているは、変更はできないのですか。1件あたりの上限。</p>
<p>事務局 (柴田 課長補 佐)</p>	<p>そこらへんのところは行政の予算的なものもございまして、あとは前例となる市町村の取り組み内容と、商工会様との協議の結果、今のような上限を定めさせていただいております。</p>
<p>事務局 (立石 課長)</p>	<p>実はですね、それまでひびき信用金庫さんの預託金500万円を貸し付ける制度があったのですが、十何年以上何も利用がなかったのですよね。もっと実のあるものがないかということでこれをやったところ、意外とこれは反響が良くて、上限5万円なのですが、現在進行の中でも結構利用はあります。</p> <p>今後この振興条例を作ると基本的な理念が出てきますので、こういうところをもっと力を入れてということが条例のなかに入ると、予算もそこにつきやすいということになるのです。</p> <p>だから、今何を小規模企業者が求めているのかということをしかりとプランニングしていけば、もっと他の、例えば後継者育成のための支援金とかいうのも制度化しようということになります。</p> <p>今の町長は、農業は結構法律で守られているけれども、商工予算というのは少ない。だからどんどん良いアイデアで商工業者を支援するようなものは制度化して良いよと言ってくれていますので、むしろ、こんな制度があると助かるよねというよ</p>

事務局 (立石 課長)	うなものがあれば、不公平感を出さないような形でしょうけれども、そのなかであればメニューが10本、20本あっても良いと思います。
堀角 委員	提案型で、自分がやりたい事業計画などしっかり明確に提案して、これに将来性があるならば、そこに対しては上限を考えずに、ある程度件数を減らして、そういう形ができないのかなあ。
事務局 (柴田 課長補 佐)	そういう考え方もあると思いますけれど、どうしても行政の立場として、申請件数を限定するというのがなかなか難しく、申請件数が増えたとしても、例えば予算が1千万円であれば、平等に分配していくという精神で仕事をやっていかないとはいけませんので、まず上位何名とか先着何名とかそういったことはなかなか行政としては難しいですね。
事務局 (立石 課長)	<p>これは貸付金の利子補給なので、どうしてもそこは平等性が問われるところです。ただ、視点を変えた補助金というのはまた出せるかなと思うのですよ。絶対そういうのができない訳ではないので。ただそこにどうやって平等性を担保していくのかというのが出てくると思います。これはあくまでも借りたお金の利子を半分行政が負担しますということで、意外とここはすっきり切れるのですね。</p> <p>今の堀角委員の提案については、それを具現化するような企画を立てて、ぜひ予算化してくださいということがあれば、全国の自治体でいろんなことをやっていますから、そういうのを参考にしていれば良いのじゃないかなと思います。</p>
林会長	<p>今のは利子負担なのというのがありましたけれども、全国でいろいろビジネスプランコンテストみたいなのがあって、そういう形であれば優勝者とか3位までとかいう感じで補助金が支給されるという制度はあります。</p> <p>ここであれば、例えば鞍手町の特産を活かした企業であったりとか、くらで学園だったりとか、ブロックチェーンに関連するようなもので起業するビジネスプランを提案してもらったら、特に補助しますというのものもあるのかなという気がします。</p>
事務局 (立石 課長)	今鞍手町の弱みというのは空き家問題なのです。空き家がいっぱいあって、これを何とか活用していかなければいけない。だから空き家の問題を解決するような商売を企画したものには、最高いくらまで改築費を助成するというのをこのなかで出していれば、ぜひ条例化したものの理念のなかの具体的な支援策として出せると思います。
林会長	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>特になければ、事務局からよろしく願います。</p>

事務局 (柴田 課長補 佐)	<p>それでは議事の(4)に移りたいと思います。「小規模企業等の活性化計画に関する基本方針」ということで、担当の北村の方から説明をさせていただきます。</p>
事務局 (北 村)	<p>改めまして、こんにちは。地域振興課の北村です。</p> <p>私の方から議事の(4)「小規模企業等の活性化計画に関する基本方針」について説明させていただきます。</p> <p>それでは、15ページの資料5をご覧ください。</p> <p>はじめに1の「計画策定にあたり」でございます。</p> <p>これまで町では、「第5次鞍手町総合計画」や「鞍手町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、総合的かつ計画的に、地域経済の成長発展にかかる施策に取り組み、商工業の振興に努めてまいりました。</p> <p>しかしながら、社会的・社会的環境の変化に伴い、本町の事業者におきましても様々な問題に直面しております。</p> <p>今後事業者が成長、発展していくためには、事業者自らが現状を把握し、問題解決に取り組むことはもちろんのこと、学識経験者や専門機関、行政などが協力する体制を構築し、包括的な支援を行う必要があると考えます。</p> <p>国におきましても、中小企業法及び小規模企業振興基本法で「地方公共団体の責務」が定められております。この責務を果たすためにも、町の最上位計画である「第5次鞍手町総合計画」や「鞍手町まち・ひと・しごと総合戦略」及び鞍手町商工会様が制定されている各計画との整合性を図りながら、小規模企業等の成長、発展を目的とした基本理念、施策などをまとめた「(仮称)小規模企業等活性化計画」を策定することといたしました。</p> <p>次の16ページ、2の「計画策定の指針」についてです。</p> <p>中小企業基本法、小規模企業振興基本法の基本方針、「第5次鞍手町総合計画」や「鞍手町まち・ひと・しごと総合戦略」の目標、中小企業および小規模企業の振興に関する条例策定の勉強会での内容を参考にし、審議会及び専門部会各委員の意見を反映した、実行性のある計画として策定したいと考えております。</p> <p>次の17ページ、3の「計画の期間」についてです。</p> <p>本計画は、変化する社会情勢等に適応した施策を推進するため、概ね5年ごとに見直すことを検討しております。しかし、当初の期間につきましては、町の最上位計画である「第5次鞍手町総合計画」との整合性を図るために、2019年度、つまり平成31年4月1日から6年間としたいと考えております。</p> <p>次に、4の「計画推進のために」についてです。</p> <p>変化する社会情勢や住民ニーズに対応し、将来にわたって持続的かつ効率的に運用するため、「PDCAサイクル、計画→実施→評価・点検→見直し」の確立に向けた仕組みづくりを取り入れることが必要であると考えております。</p> <p>その評価の基準となる明確な成果目標値を何にするか、また目標の達成状況の把握方法などについて、今後検討していく予定です。</p> <p>次に、5の「住民の参画及びアンケート調査」についてです。</p> <p>住民と町が一体となって協力してまちづくりを進めるため、計画策定にあたっては、パブリックコメントや小規模事業者などへのアンケート調査を行い、広く意</p>

事務局 (北村)	<p>見を把握し、施策に反映させるように努めていきます。</p> <p>以上で、私からのご説明を終わらせていただきます。</p>
林会長	<p>今の説明について、何かご質問はございませんか。</p> <p>特になければ、議事の(5)「自由討論」にいきたいのですけれども。</p> <p>さきほど事業規模を中小企業にするのか小規模企業にするのかは次回になりましたので、今日は、経営者の立場や金融機関の立場からどういった振興法にして欲しいとか、具体的にどういった施策が欲しいとか、そういったことを自由討論で伺えればなと思います。</p>
栗原委員	<p>条例の話をするなら13ページの3の条例の項目についてですね。</p> <p>前文があって計画策定までという骨子を書いてあると思いますけれど、私の個人的な見解でいうと、この今回の審議会は条例で謳うのですか。</p>
事務局 (柴田課長補佐)	<p>条例のなかでは審議会は、今のところ謳う予定はございません。条例を拝見していきますと条例を先に作って、条例の中で審議会を設置して、その施策等を考えていきたいと思いますという条例も多くあるのですけれども、すでに要綱で審議会を設置している状況ですので、わざわざ条例の中に審議会云々という言葉は出て来ないということになっております。</p>
栗原委員	<p>実際に計画が動き出したあとの対外的な企業さんとか住民の方とか、この条例若しくは計画についてコメントする場合は、どういう仕掛けになるのですか。</p>
事務局 (立石課長)	<p>条例の作っていく項目の中に入れるつもりはないのですが、計画についてはPDCAサイクルで回すと、そうするとやった1年目、2年目の計画に従って動いていったときに、それをどう評価するかというところが今のところないのですね。</p> <p>審議会でやるのか、そういった専門部会をそのまま残してやっていくのかといういろんな方法があると思うので、それも含めてこの中でたたき台を作っておけば、というのは初めてやることなので、私ども事務局がこうやりましょうというよりも、1年目やってみてそれをどうやって評価するのというのを、このメンバーで責任もって評価をやりましょうよとか、違う組織でやった方が良いのじゃないかとかですね。あるいは、審議会の方で1年間やったことについてしっかりと検証していいんじゃないかとか、そこらへんも含めてそれを絶対やるべきだよということであれば、条例に盛り込むのも有り得るのじゃないかなと思います。</p>
栗原委員	<p>何で聞いたかという、筑豊管内で5市と川崎町で条例ができていますのですけれども、県は中小企業対策審議会で既存の条例に基づく審議会があって、それを使いますということにしました。直方市も審議会について条例で謳っています。飯塚市も連絡会議というのを条例で謳っています。田川市も産業振興会議というのを条例で謳っています。それから嘉麻市も条例で謳っています。なしになると何もしないのです。理念条例なので作って終わりであれば、何もやらないのですけれど。</p>

<p>栗原 委員</p>	<p>計画を作った責任と、進捗を確認するというものがないと、私はたぶん作っても難しいのじゃないかなと思います。</p> <p>福岡県も3年の計画で今年最終年度なので、私も後ろからぐりぐりやられているのですが、第2期の計画を今から作らないといけないので作業をしています。そういう一貫性がないと、たぶん条例作って計画を作っても、どうなっているのか誰もわからないということになります。その体制をどうして、どういったメンバーでやるかっていうのは、よそのやつを見ながらやれば良い。</p> <p>田川市は、田川市産業振興会議というのがあるのですが、30人くらいいるのですよ。振興会メンバーで。実務者会議になると40人くらいいます。そんなふうにやる良いのか、飯塚市みたいに15人くらいでやるのが良いのか。やっぱりないと役場としても、事業者の方も、今どうなっているのかが全然見えないということになるし、町民とか県民に中小企業が大事ですよとか、小規模企業が大事ですよというのを謳うのです。それで入れたらどうか、とちょっと思いました。</p>
<p>事務局 (立石 課長)</p>	<p>それもこの会の中で議論いただければと思います。</p> <p>さきほど私が言いましたように、PDCAサイクルで回す以上、予算の使い方とか、効果とかを検証するというのは当然必要だと思います。そういう方向で何らかの組織は作っていくべきだと思います。ただ条例のどのような位置づけにするかは考えさせてください。</p>
<p>林会長</p>	<p>事例と経験に基づくご意見をいただいて、ありがとうございます。</p> <p>柿原さんは、何かございますか。</p>
<p>柿原 委員</p>	<p>最後のスケジュールをちらっと見たのですが、さきほど2019年から施策を開始すると出たじゃないですか。あと何回会議があって、今日は何を言うのだろうというところが、そもそもわかっていないのですよ。</p> <p>さきほど林さんが自由討論で言いたいことを言ってくださいと言われていましたが、言いたいことを言う会が何回あって、栗原所長が言う形を作るのが何回あるのかというのがわからないので、今何を言ったらいいのだろうっていうのが正直なところなのですよね。</p> <p>この一連のゴール地点はどこなのか。条例を町が発表して、補助金をきちっと作った形を来年からやりますよっていうのがゴール地点なのか。</p> <p>4、5回しかない会議で、話がどこまでできるのだろうっていうのが正直なところなのですけれど。</p>

<p>事務局 (柴田 課長補 佐)</p>	<p>まだスケジュールについては触れていないのですが、資料の22ページの方に資料の7を付けております。ご覧いただいているかと思うのですが、この専門部会は表の中ほどにあります。</p> <p>青い着色をしておりますけれども、11月の末までに6回の開催を予定しています。だいたいの会議の概要につきましては、一番下ですね、このような内容で皆さまに審議していただいて、意見をいただくということで考えているところでございます。</p> <p>今日は第1回目ということで、審議の内容につきましては、これまで説明してきた内容に対して、委員さんの視点から商工業の現状はどうか、こういったところが足りないとか、こういった強みがある弱みがあるという、そういった実務者の意見をまず出していただいて、そういった生の声を第2回目、第3回目に繋げていきたいと、もちろんこちらの方で今録音させていただいておりますし、出された意見を集約してまとめながら、また皆さまに次回お示ししてというような形で11月末までの第6回までの間に、条例案の作成と、それに基づく実施計画の策定を考えております。</p>
<p>柿原 委員</p>	<p>ありがとうございます。そしたら今何をしたいですかという話ではないということですか。</p>
<p>事務局 (立石 課長)</p>	<p>今日は最初の顔合わせなのですが、実はこの短期間で6回やるというのは、平成31年度の予算の中に、計画案を盛り込もうと、その為の予算査定というのがだいたい1月くらいから始まるので、12月までに具体的にいくらかかるのか、何をするのか決めなくてははいけない。最初は条例を今年作って、計画を来年作ってと、そういう呑気な話をしていたのですがそれじゃ遅いと、やっぱり鉄は熱いうちに打とうではないかと、それもあって昨年度勉強会をしていて、具体的にこの2時間くらいの会議でどんどん出てくるのかは難しいと思います。</p> <p>でも、全国には数多な事例があると思いますので、事務局でそういうのを調べてくれということでしたら調べますし、それぞれの委員さんがそれぞれの経験のなかで、こんな制度がやったらどうなのという話があれば、取り掛かりだけいただければ私ども事務局でいろいろもんで、じゃこれを来年度予算に入れたらどうですかと提案できます。予算の上限もありますから何でもかんでも入れられませんけれども、先ほど言った6年間の長期スパンと単年度の事業というのがあると思うのです。商店街を復活させようなんて話になるとお金もかかりますし、その計画も長期に渡るので、そういうのも長期計画に入れ込もうという話なら、それも有りかなと思います。</p> <p>だから、そこらへんは具体的なものも含めて皆さんからどんどんアイデアをいただければ、6回までの間に計画案としてピシッと載せられるようにしたいと思っています。</p>

<p>柿原 委員</p>	<p>例えば次の会議の時にどういう内容を提案して良いのかとか、逆に町として補助金を年間いくら充てるように考えていますと、それがないと僕たちも好きなことばかり言っても、お金ないと言われてたらそれまでなので。</p> <p>例えば1千万円の補助金の上限があると、分野は何個作っても良いけれど、上限はそこしかないと言えば、あまり無茶ぶりなことは言わない。</p> <p>たださきほど堀角さんが言ったように、私たち事業者とすれば、提案してそれに対する補助金が各事業団体バラバラなので、そういう提案型でプレゼンをやって、それに対する補助金をもらえるとかいうのもすごく楽しみの一つだったりするので、そういう若者向けの補助金もあれば良いな。それがあまりお金出せないよというのであれば、そこまで魅力が感じなかったりするんで、行政としてどのくらいを何年間みてますよというようなことがあれば良いです。</p>
<p>栗原 委員</p>	<p>ある市の条例ができて、先日基本計画の中身についての審議会に行ったのですが、条例ができた後に施策の掘り起こしをして、国の施策、県の施策、補助金もいっぱいあるのですよ。</p> <p>ただそれが事業者に届いていないのが実態というのが審議会の中で出てきて、どうしたら良いかという話になったのですが、町で予算を付けて何かをするというのも一つの方法ですけど、まずそこらへんから入らないとどんなふうにするか。ある市は10万円の経営改善補助金を出すということで6月議会に出します。予算50万円ですね。それは条例ができて基本計画を作った出口の政策として新しい新企画を打ち出したという形でやっているところもあるし。</p> <p>また別の市はもともといろんな産業振興政策をやっていて、振興条例でやっていくということで、来年度に向けてこんな予算を作っていきましょうということで、どちらかという雇用とのマッチング。今人がなかなか集まらないので、合同企業説明会をやりましょうという話が出たりしました。それは実際にニーズがあるやつを施策にしていくという話です。</p> <p>施策の話は実際に役場の方に作ってもらったら良い。国とか県とか市とかどういったメニューがあって、鞍手町の事業者には何が無いのか、そこに対して役場が予算化しないと、たぶん金持ちの自治体だったらどんどんやってくださいと言えるのですが、たぶんそれは難しいだろうから、本当そこがどうなのかというのを把握した方が良いのかなと思います。</p> <p>例えば今日岡田さんが来ておりますけれど、直鞍産業振興センターで鞍手町の事業者も当然使えるのですが、どの程度の利用者が使っているのかというのもあって良いと思います。売上アップにずいぶん良いのですから。既存の資源をどう使うのかというのも一つの手です。</p> <p>そういうのを皆さん議論しないと、私の立場から言うと、議論ばかりでわーわー言っているような気がして、今募集中の補助金がどれだけあるのかとか、私が説明した以外のもあるのですよ。</p>

<p>栗原 委員</p>	<p>いっぱいあるけれど、皆さん知らないだけ、私も省庁が違ったら当然知らないの もあります。そういったことをいかに皆さんに伝えるかということです。鞍手町や ったら商工会に来たら全部わかるよというなら商工会の機能強化をするのも良い し。ある市でそういう話をしたのですよ。コンシェルジュを置くという話で、来年 度以降そういうのを考えるということですが、そういうのをやらないと難しい と思います。</p>
<p>事務局 (立石 課長)</p>	<p>今所長が言われたように、ものづくり補助金一つにしても知っている事業者と知 らない事業者というのは、せつかくあるものなのに使っていない、使えば良かった なとか。だからそういう情報の提供というのは基本的なものだと思います。</p> <p>それから町の予算は、いくら幅があるから何に使おうという話ではないのです。 私が5千万円持っているから、それをどう振り分けるという話ではないので、そこ はなかなか、予算を見てものを作るという話ではないと思います。</p> <p>もう一つは補助金をもらって何かをやるというよりも、考え方を变えることある いは物の見方を変えることによって売上が上がるケースもあるのですよね。それは たぶん次回いろいろセンター長が教えてくれると思うのですけれども、そういった やり方を事業者さんに伝えるだけでも全然変わってくると思うのです。お金さえも らえれば何とかかなというばかりではないと思います。</p> <p>金融機関さんも来られてありますから、こんな計画を入れたら金融機関としても 事業者を支援しますよと。情報提供するだけでも効果はあると思うのです。そうい うのも含めて計画としたい。お金だけを付けるのではなくてですね。</p>
<p>栗原 委員</p>	<p>ちなみに私のところでは、さきほど条例で支援協議会というものを作っています よという話をしましたよね。支援協議会のホームページがあるのです。トップペー ジを見たらいっぱい載せているのですけれど、一日のアクセスは7件ですよ。誰か が見てくれたら、あそこに載っていたよと広がっていくけれど、サイトに載せても こんな感じです。だからテレビに出て広告1億かけてやるという形でやらないと広 がらないのですよね。それはここに来ている方があそこに行ったらこういう補助金 があるよと言わずみんなに言ってもらわないと、本当に広がらない。</p> <p>ものすごい補助金が4月5月にどんどんあったけれど、応募が少ないのですよ。 皆さん知らない。今出せば通るくらいの補助金がいっぱいあるのに、なんで出さな いのっていうのがあるけれど知らない。忙しいからそういう情報は取る余裕がない というのが実態です。</p>
<p>福本 委員</p>	<p>審議会の時にアンケートを取ったらという話があったのですけれど、これからい ったら難しいかなと。日にちからすると結構難しいかなと思うのですけれど。</p> <p>いろんな市町村で取られたという話をお聞きしたので、どういうふうにやられた のかなと。</p>

栗原 委員	<p>アンケートは、条例作ってから条例を知ってもらうということと、その条例に基づいて、どういった企業さんが現状何に困っていますか、どういった形の施策が今ないですかということと、市として、町として、何をしたら良いですかというアンケートを取りました。</p> <p>業者に頼んでDMで送ってほしい10%回収しても、統計学上はそれでOKという形でやっている市もあれば、商工会商工会議所の会員に個別に配って回収してあげているところもあります。</p> <p>私が言うのは、中小企業白書にあるような項目を聞いても一緒なのですよ。東京と福岡で白書の情報ではアンケート結果が若干違いますけれど、そこまで違わないので、ああいう統計で出ていないところを、どうアンケート取るかということと、アンケートの結果をどう施策に活かしていくかということで、結果を見据えたアンケートを作ってくださいといろんなところで言っているのですけれど、それでやらないといけないし、アンケートは期間を持てば回収率が上がるわけではないので、どうやってアンケートをやるかということです。</p> <p>福岡県も来年度新しい計画を作るので、今年度商工会さんお願いするのですが、ヒアリングをしてもらうことになると思います。我々が行って書いてそれを回収して、その聞いたことがほしいこういう施策に繋がるだろうという聞き方をしているので、新たな施策はこんなのを作ろうと、その施策を作るための裏根拠を取るためのアンケートをやるから。</p>
福本 委員	それは条例ができあがってアンケートを取るということですか。
栗原 委員	だから、立石課長が来年度どんなことを町としてやろうというぼやっとしたものがあればその裏付けをするためのアンケートを取れば良いと私は思いますけどね。
事務局 (立石 課長)	<p>そうですね。うちが500弱の事業者で、どのくらいがあれば良いのか。例えば100とか150とかあると思いますけれど。</p> <p>私も所長が言われたように、変な言い方でしけれど誘導尋問じゃないですけども、この施策をするためにこういうのが出たよというふうにしないと、普通に当たり前に取っても結果が出たけれど、これをどうやって活かせば良いのという話になると思うのですよね。だからある程度、後継者問題なのか、売上アップなのか、じゃその売上アップのためにこういう施策を打つという、そういう数字が出るというアンケートをやりたいというふうにやっていかないと、ありきたりの事を聞いてもしょうがないのかなという気がします。</p> <p>ただ数字としては、やはりなんらかの数字をきちっとつかまないと、こういう数字が出ているから、この施策を打ちますという根拠になる。時間がないでしょうけれど商工会さんと協力しながら取っていきたいと思います。</p>

林会長	アンケートの件なのですけれど、今発達支援計画のなかで取れているのは。
オブザーバー (商工会梅田係長)	50件です。
林会長	昨年度は50件、今年度も50件の予定です。
林会長	50件って少ないと言え少ないのですけれど、でも400件中の50件取れているわけですよ。
オブザーバー (商工会梅田係長)	ちょっと今後の考え方がありまして、ここまでは発達支援計画にはっきり書いていないのですが、アンケートを同一事業者に違うお題で取るのか、また違う50件からアンケートを取るのかということは決まっておられませんので、それはこの専門部会でご指示いただいたら、その意見を基に50件を取っていきこうと思っております。
林会長	その483件の事業者数の中で、72はその他、実態不明や宗教団体ということですから、その1割程度は取れている。50といっても1割超しているということは、ある程度のパーセンテージにいらっているということもありますし、新たにするのを何か仮説を立てて検証するものとしても良いかもしれないですね。
オブザーバー (商工会梅田係長)	ちなみに昨年假説として立てましたのは、事業承継、要するに後継者問題ですね。我々は仮説を立てて、何年間で廃業する、後継者がいるのか、廃業するとしたら何年かかるのかとか調査をした結果、3、7割が10年以内に廃業するという結果が出ているという内容でした。
林会長	アンケートのスケジュールとかもあると思うのですけど。さきほど柿原専務から話があった、そもそものこの専門部会で何回のスケジュールで、各回に何をやって、どこをゴールとするのかというのを、もう少し詳しく共有できたらと思うのですけれども。
事務局 (柴田課長補佐)	21ページ、資料7になりますけど、さきほどの説明の続きになりますけれども、ゴールにつきましては11月中旬から11月末を予定しております。スケジュール的に第1回から第3回ぐらいまでに条例案を固めまして、8月上旬から約1箇月間条例に対するパブリックコメントを行いたいと思っております。第3回まで条例ばかりに時間を費やしても、とても第6回までの間に実施計画までたどり着きませんので、第2回で大枠を作って、第3回目に皆さんにお示しする程度で終わると思

<p>事務局 (柴田 課長補 佐)</p>	<p>ます。第3回目中です。すぐに次の実施計画策定の話もするようなスケジュールになってこようかと思えます。第4回、第5回を経まして、その実施計画のパブリックコメントも10月の中旬から下旬、それくらいから約1カ月間実施しまして、第6回目で皆さまにその結果を報告するというようなスケジュールでおります。この第5回目までが順調に11月末までに終わることができましたら、その計画に基づく来年度からの予算の要求を12月の中旬に行う予定です。</p> <p>条例の方なのですが、パブリックコメントが終わった条例につきましては、12月の定例議会の方で議案として上程を考えております。同じ月の12月の中旬から下旬にかけて当初予算の要求をして、その予算の議決ですけれど、3月議会に予定です。ここで予算が可決すれば、平成31年度の4月から新たな事業の実施が開始できるというスケジュールなのですけど。</p> <p>これを作った当初、アンケート調査にそんなに時間を費やすような、サンプルをたくさん取ることを想定しておりませんでしたので、そのアンケート調査に時間を要することになれば、もしかすると当初予算に間に合わず、来年度の6月議会、若しくは9月議会までずれ込んで補正予算で要求するような形になってしまうかもしれません。そこらへんのところをもう少しこちらの方もスケジュールを精査して、改めて皆さまにお示ししないといけないのかなと考えております。</p>
<p>福本 委員</p>	<p>アンケートについては、せっかく発達支援計画のアンケートがあるので、それを皆さまに次回でも内容を…。</p>
<p>オブザ ーバー (商工 会 梅 田係 長)</p>	<p>集計したものがございます。ご提示はできます。</p>
<p>福本 委員</p>	<p>使ってみたらどうかと思うのですけれど。</p>
<p>林会長</p>	<p>そうですね。</p>
<p>栗原 委員</p>	<p>参考になるかわからないけれど、福岡県が条例作って計画作った時は、条例ができる前にアンケートを取ったのですよ。</p> <p>条例を作れと県議会から出たのは3月で、全国に条例があるのに福岡県にないじゃないかと質問を受け、前向きに検討しますと小川知事言って、その議会答弁を作ったあと4月からてんやわんやですよ。4月から作らないかんけど、もう人事異動の内示は終わっているのですよ。そのなかでどうやってやるかということで、特別チームを作って4月5月6月やったのです。6月に作って9月の議会にかけたのです。その456の特に計画を作るためのプロジェクトチームで私も入りましたけれど、みんな並行してやっています。</p>

<p>栗原 委員</p>	<p>その中でアンケートを職員が一人3社程度のヒアリングに行くとか、商工会の指導員に一人3社アンケートを取って来いということをお願いして、その時は施策を作るためのアンケートということで、別に条例とかなにも書いてない。そのアンケートの結果を集約して、やっぱりここはこれがあるよねということでした。それは、計画作るのとあわせて予算に間に合うように、マルチタスクで動かしていました。</p> <p>アンケートは既存のものがあつたら、それを拡充してやるのも良い。これが終わらなければできない話ではないので、そこは良いと思います。</p>
<p>林会長</p>	<p>既に50のアンケート結果があるわけですから、アンケート集計結果をいただけるものならいただいて、我々で共有して、次回あるまでには事前にお配りいただければ目を通しておけますし。</p> <p>次回はそのアンケート集計結果も頭に入れたうえで打ち合わせをするというような形で。それでもっと仮説に基づいたこういう施策をするというような根拠になるようなアンケートが必要だということであれば、またそれも検討しないといけないかもしれないでしょうし、そういう感じで。</p>
<p>福本 委員</p>	<p>それと、今回岡田センター長に入らせていただいているので、僕らは自分たちの関係することはわかるのですが、いろんな人に、いろんな業種からお話を聞くというのがなかなかないので、アイデアを出していただければ良いと思うのですよ。</p>
<p>岡田 委員</p>	<p>直鞍ビジネスセンターというのは、直方市の事業として設置されたものではあるのですが、名称が「直鞍」となっておりますので、直方市が広い心で直鞍地域の企業者様にはぜひ広く使っていただきたいというのは常々言われているところです。</p> <p>私自身も鞍手の事業者様も、宮若の事業者様も、小竹の事業者様も率先して相談を受けている現状がございますので、常に事業相談窓口であるよろず支援拠点との連携というのは、私が日々活動を行っておりますので、ぜひ計画にも直鞍ビジネス支援センターの活用を盛り込んでいただければ、だいぶ鞍手町のある意味手間も省けて既存の枠組みを使っただけのじゃないかなと思うところです。</p>
<p>事務局 (立石 課長)</p>	<p>非常にありがたいお話しです。予算を付けて予算を使って何かやるっていうのは非常に良いのですが、今センター長が言われたのは、考え方とか者の味方を変えたら全然売り上げが変わってくるよというところの視点で、ある意味これは、本当は大事なかもしれないと私どもは思っております。</p> <p>単に予算を付けるだけで良いというわけではない、予算を付けることにこしたことはないのですが、限られた予算ですから。ぜひともそこらへんのご指導をよろしくお願いしたいと思います。</p>

<p>本田 委員</p>	<p>以前の職場が直方でしたが、直方は鉄鋼組合が条例を作ってくれということで、そこで勉強会をして条例のひな型を作って、市町に答申した訳です。その答申した中で議会が条例を作って、その中で審議会を立ち上げて、いろんな施策については審議会で検討するという事になっていましたものですから、条例ができた後に審議会ができて、その中でいろんなことを決めていったのです。</p> <p>条例を作ることは鉄鋼組合があげてきたものですから、当時まだパブコメというものが仕組みの中に入っていませんでしたので、中小企業様のある程度代表的なところに職員がずっと回って条例の中身を説明しました。それで、業者さんに対してはそういう説明をし、議会に対しては上程して説明するという事で条例ができました。</p> <p>審議会の中で行動計画をどうするかということで、審議会の中で行動計画についてもんでいただいて、その時にアンケートを取っております。アンケートを取って、実際アクションプランというのを作りました。そのアクションプランはアンケートを反映して、今度計画の方で作っていったのです。条例自体は鉄鋼組合の方の要望で、一般市民の方をどうするかというのは入っていませんので、目的はあくまで企業の振興ということですから。</p> <p>アクションプランの中の一つがこれなのです。こういうビジネスセンターを設置しようというのがアクションプランに盛り込まれて、議会にアクションプランを通していただいて、費用をみていただいたのですから、逆にみたら鞍手町が何の行動計画をとるか、極端に言ったら、これのミニ版を作るかとか、そういうところが次の行動計画の中でどう反映するかとかですから。</p> <p>条例はあくまで理念条例ですから、その中で直方市の特色だけは入れていこうと。小さなことはどうしても行動計画に入るものですから、どちらかというと条例の方は大まかに漠然として、それが上手く行動計画にもっていけるような条例を作ったら良い。どちらかというと逆に言うと行動計画の方に重きを置いてもらう。</p> <p>何がしたい、町に何を要望したい、そこだけしっかりもって行って、良い結果を作っていただけた方が、皆さんが使い勝手が良い条例を作るということで。あまり細かいことまで落とし込んでいたら、条例に載っていないからできませんということになりますので、条例はある程度大まかに、いろんなものが対応できるような条例の中身にさせていただいたら使うものとしては使い勝手が良いと思うので、そのあたりを町の方をお願いしてから今後やっていきたいと思っております。よろしくお願いします。</p>
<p>林会長</p>	<p>では時間もそろそろですので、このスケジュール表からいきますと、今回第1回目で、次回条例案が出てきて、それを一回審議するという事ですね。</p>
<p>事務局 (柴田 課長補 佐)</p>	<p>そうですね、はい。</p>

林会長	<p>それから計画の中身についてもみていくということですね。</p> <p>では、あとは事務局の方からお願いします。</p>
事務局 (柴田 課長補 佐)	<p>次第の6のところなのですけれど、今スケジュールについては若干ふれさせていただきましたので、審議体制につきましては、資料の18ページの方になります。こちらが、審議体制ということで作っております。左側が勉強会です。</p> <p>勉強会で作られました報告の内容を町の方にもってきまして、町の方ではこういった報告書の内容と審議会そして専門部会の委員の皆さまから忌憚のない意見をいただき、それを参考にして今後審議等を進めさせていただきたいというところでございます。簡単ですが、審議体制について説明を終わります。</p>
林会長	<p>スケジュールはさきほど…。</p>
事務局 (柴田 課長補 佐)	<p>そうですね。スケジュールにつきましては先ほど説明させていただきましたけれども、この内容を改めてアンケート調査の規模に合わせて、もう一度精査しないとイケないのかなと考えておりますので、このスケジュールを基本と考えておりますけれども、次回までにまた精査等を行いまして、修正等が発生いたしましたら、また皆さんにお示ししたいと思っております。以上でございます。</p>
林会長	<p>スケジュールなのですけれども、まだ日にちが決まっていないのですが、1回1回スケジュール調整していたら、このメンバーを集めるのは非常に難しいと思うのですよね。ですから前もってある程度第何週の何曜日等事務局の方で調整をさせていただいて、それで事前にスケジュール調整していただく。特に金融機関とかは月末とかは忙しいかもしれませんので、そこをさける方にしたいとか、できるだけ配慮して6回分調整すると。</p> <p>どうしても業務の都合上とかであれば、いたし方ないのですけれども、それに基づいてやっていくということで調整させていただきたいと思っております。あとは、その他の連絡事項をお願いします。</p>
事務局 (北 村)	<p>では、(7)その他について、ご説明させていただきます。報酬等支払いについて、でございます。</p> <p>業務以外でご出席いただいております方々には、専門部会会議1回あたり、報酬4,500円のうち所得税の源泉徴収分を除いた4,363円と費用弁償2,000円、合計6,363円をお支払いさせていただきます。</p> <p>お支払いの際に、振込先口座及びマイナンバーの登録が必要になります。マイナンバーについては、個人情報保護の関係で事務局も拝見することができませんので、茶色の封筒をご用意していただいておりますので、茶色の封筒に入れていただき、それから白い封筒に入れていただいたものを、お忙しいところ恐れ入りますが、6月15日までに事務局の方に郵送していただきますようよろしく願いいたします。</p> <p>書類が揃いしだい、報酬等を振込みさせていただく予定です。振込日につきましては、決まり次第改めてご連絡させていただきます。ご説明は、以上です。</p>

事務局 (立石 課長)	毎回、それともまとめて振り込むのですか。
事務局 (北村)	毎回お振込みをさせていただきます。
栗原 委員	さきほど言われたスケジュールの話は、結局どうなったのですか。資料ができ次第スケジュール調整するのか、それともこの場で決めておくのか。
事務局 (立石 課長)	次回だけ、この場で決めさせていただいても良いのであれば決めて、それ以降は調整させていただきます。ちなみに金融機関さんは月末はまずいですか。
金融 機関	末の末でなければ。
事務局 (立石 課長)	曜日とか時間帯は。センター長はどうでしょうか。
岡田 委員	今ここで予定を全部確認できないので、私は相談さえ入っていなければ、月末でも大丈夫です。
事務局 (立石 課長)	では、早めに。明日にでも皆さまに連絡をさせてもらって、調整をさせていただきます。
栗原 委員	どの週とか言うのは。
事務局 (立石 課長)	最終週の1つ前くらいに。ちなみに6月だけ決めましょうか。あ、センター長がわからないのでしたね。第3週くらいで、また調整させていただきます。どうしても一人だけダメで他は良いということでしたら、それを採用させてもらうかもしれませんが、良いか悪いかを連絡させていただきますので、よろしくお願いします。
林会長	ほかになければ、これで会議を終了といたします。ありがとうございました。

写真

